平成２７年（フ）第３２３３号
大阪府高槻市道鵜町５丁目２番10号
債務者　吉川喜久子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　大典
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２９７号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１―309号
債務者　河西　正樹
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今春　　博
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３１６３号
大阪府東大阪市岩田町１丁目３番17号
債務者　北　ゆかり（旧姓宮前）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１６８号
大阪市住吉区遠里小野７丁目７番５―215号
債務者　美馬　金吾
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１２号
大阪市平野区瓜破１丁目４番15号シェモア２番館317
債務者　新城　麻美（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５７号
大阪府八尾市太田１丁目21番地
債務者　佐古平春宗
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６０号
大阪市西成区玉出東２丁目14番15―303号
債務者　出口　理恵
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６３号
大阪市旭区新森１丁目７番19―501号
債務者　泉　　俊介
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３１号
大阪市生野区巽北１丁目８番２号
債務者　徳山忠央こと　洪　　忠央
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３２号
大阪市生野区巽北１丁目８番２号
債務者　徳山利子こと　姜　　利子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３５号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目４番44号
債務者　川口　悟史
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３８号
大阪市鶴見区鶴見５丁目10番27号ラ・フォーレつるみ403号、前住所大阪市鶴見区横堤２丁目12番22号
債務者　新留　友江
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２００号
函館市富岡町３丁目４番７号
債務者　吉本さとみ（旧姓西野・前田）
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２０８号
函館市東山３丁目13番12号（住民票上の前住所）
債務者　池田　孝惠
1　決定年月日時　平成27年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５４２号
さいたま市大宮区堀の内町２丁目81番地　パークヒルズ大宮Ｄ棟302号
債務者　菅野　真澄
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６２号
埼玉県川口市芝新町18番17号　コーポ山本201号、旧住所埼玉県川口市芝新町14番28号松栄ハイツ103号
債務者　田部井典泰
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―19―209
債務者　庄司　行男
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係